

環境影響評価書案審査意見書

「(仮称) 八王子高尾商業施設計画」に係る環境影響評価書案について審査した結果、東京都環境影響評価条例(昭和 55 年東京都条例第 96 号) 第 57 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東 京 都 知 事
舩 添 要 一

記

第 1 対象事業

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：大和ハウス工業株式会社
代表者：代表取締役社長 大野 直竹
所在地：大阪府大阪市北区梅田三丁目 3 番 5 号
- 2 対象事業の名称及び種類
名 称：(仮称) 八王子高尾商業施設計画
種 類：自動車駐車場の設置
- 3 対象事業の所在地
東京都八王子市東浅川町 550-1 外

第 2 意 見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

1 総括的事項

本事業は、八王子市東浅川町に位置する敷地約 63,700 m²において、商業施設及びそれに伴う約 1,900 台の自動車駐車場を設置するものである。

計画地周辺には、保健福祉センター、学校、公園など、環境影響について特に配慮すべき施設が数多く存在する。また、本事業における工事用車両及び来店車両等の走行経路では、交通渋滞の発生や交通安全について、関係住民から多くの懸念が表明されている。このことから、事業の実施に当たっては、交通渋滞の解消に努めることや安全走行の徹底を図ることはもとより、関係住民との対話の場を設けるなど、地域と連携し、継続して対策を検討していくことが重要である。

以上のことを踏まえ、環境影響評価書の作成に当たっては、以下に掲げる事項について十分な配慮を行うべきである。

2 項目別事項

【大気汚染、騒音・振動共通】

工事の施行中及び工事の完了後において、予測の基礎となる将来交通量が一部の予測地点において大幅に増加することから、環境保全のための措置を徹底すること。

【騒音・振動】

工事用車両及び来店車両等の走行に伴う道路交通騒音について、影響は小さいとしているが、計画地周辺の道路交通騒音は現状でも環境基準を超えている地点がある。また、一部の地点において、環境基準を超えないものの、騒音レベルが大幅に増加することから、更なる環境保全のための措置を検討し、より一層の騒音による影響の低減に努めること。

【生物・生態系】

周辺地域の現存植生を考慮した種を選定し、高・中・低木を取り混ぜて植栽を施すとしているが、植栽に当たっては、在来種を選定することはもとより、鳥類のみならず、多様な生物の生息・生育環境の創出に配慮した樹種を選定するとともに、周辺の緑との連続性を考慮した緑化計画を検討すること。

【廃棄物】

施設の供用に伴う廃棄物は再資源化率の向上に努めるとしているが、一部の廃棄物について再資源化率が示されていないことから、これらについて事後調査において再資源化率などを確認すること。

【温室効果ガス】

工事の完了後の評価結果において、本施設の北側のマンション及び戸建住宅と連携したエネルギー管理システムの導入により、より一層の温室効果ガス排出量の削減に努めるとしていることから、このことについてより具体的に記述すること。